

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月まで

年金事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 53 年 3 月に A 区から B 町に転入し、B 町役場において転入の手続をした際に、窓口の職員から「国民年金保険料を納めていませんね。遡って納付してください。」と強い口調で言われ、その場で 5 万円ほどの保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に係る国民年金保険料を全て納付しているとともに、オンライン記録において確認できる昭和 60 年度から平成 13 年度（14 年度以降は口座振替による納付）の保険料を期限内に納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和 53 年 3 月に B 町役場において転入手続を行った際に、当該役場の職員から国民年金に加入し、過去の保険料を遡って納付することを勧められ、同職員に提示された金額をその場で全額納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年 3 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、これを前提とすれば、この時点で、申立期間のうち 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付が可能である上、B 町が保管する国民年金被保険者名簿、及び国民年金被保険者台帳上、申立人は、申立期間直後の同年 4 月から 53 年 3 月までの

国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人が遡って納付したとする主張に不自然さは見られない。

さらに、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳上、納付が確認できる昭和 52 年度の国民年金保険料及び昭和 53 年 3 月の時点で過年度納付が可能であった 51 年 1 月から 52 年 3 月までの保険料の合計額は、申立人が国民年金の加入手続をした際に遡って納付したとしている保険料額とおおむね一致している。

一方、申立人が国民年金の加入手続をしたと考えられる昭和 53 年 3 月の時点では、申立期間のうち、47 年 4 月から 50 年 12 月までの保険料は、時効により納付することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①を16万円、申立期間②を31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月24日

当時勤務していたA事業所において、平成16年7月及び同年12月に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賃金台帳及び申立人が保管していた賞与の支給明細書により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書及び賃金台帳における保険料控除額から、平成16年7月20日を16万円、同年12月24日を31万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当

たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①を 22 万円、申立期間②を 20 万円、申立期間③を 15 万円、申立期間④を 21 万円、申立期間⑤を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 30 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日
④ 平成 19 年 8 月 11 日
⑤ 平成 19 年 12 月 29 日

私が勤務していた株式会社Aにおいて、平成 17 年 8 月 12 日、同年 12 月 30 日、18 年 8 月 11 日、19 年 8 月 11 日及び同年 12 月 29 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、それらの賞与に係る年金記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、申立人は、各申立期間に株式会社Aから賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 8 月 12 日を 22 万円、同年 12 月 30 日を 20 万円、18 年 8 月 11 日を 15 万円、19 年 8 月 11 日を 21 万円、同年 12 月 29 日を 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃止され、事業主の所在が明らかでないため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年6月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、申立期間の保険料は、私の父が家族の分と一緒に、納付組織を通じて納付していたはずであり、同居していた姉夫婦の保険料も納付済みとされているにもかかわらず、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身が国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していない上、その父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者に係る資格取得日から、申立人が加入手続を行ったのは昭和48年2月頃と推認され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間のうち44年7月から45年12月までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができず、また、46年1月から47年3月までの期間に係る保険料は、過年度納付となり、申立人が主張している納付組織では納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いなど、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、国民年金被保険者台帳上、申立人は、昭和47年7月から48年3

月までの期間の保険料を 50 年 12 月 8 日に特例納付していることが確認できるところ、特例納付は制度上、先に経過した月の分から順次行うものとされていることから、特例納付を行った時点で、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 347 (事案 257 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 47 年 3 月まで
社会保険事務所 (当時) で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金の加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間について、私が生活保護を受けていたことを証言してくれる友人二人が新たに見付かったので、国民年金保険料が免除されていたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月 17 日に A 市に払い出されており、申立期間 (昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 2 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者期間を除く。) は未加入期間とされている上、申立期間の一部 (43 年 8 月 1 日から 45 年 3 月 2 日までの期間及び 46 年 2 月 22 日から同年 5 月 1 日までの期間) については、申立人の配偶者が厚生年金保険に加入していることから、当該期間は、国民年金の任意加入期間となり、法定免除の規定が適用されることは制度上考え難いこと、ii) 申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続をした記憶が無い上、自ら法定免除の手続もしていないとしているほか、申立人が法定免除に該当していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、生活保護を受けていたことを証言してくれる友人二人が新たに見付かったとし、今回、再申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた友人のうちの一人から事情聴取しても、申立人の主張を裏付ける新たな証言を得ることができず、もう一人の友人からは、

病気のため話を聞くことができなかった。

また、生活保護を受給していたとする申立人の主張を肯定する新たな資料及び周辺事情は無く、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 2 月まで
社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、私は、A 国から帰国し、B 区役所で転入手続をする際、パスポートの写しを提出し、国民年金の加入手続を行った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかないのでよく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後に同手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、B 区において平成 2 年 9 月以降に払い出されたものと推測され、これを前提とすれば、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和 50 年 4 月 5 日から平成 2 年 2 月 9 日までの期間は、社会保険事務所において同年 10 月 8 日に記録補正が行われ、遡って国民年金の加入記録を追加したため未納期間となったことが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、A 国から帰国した際、B 区役所で国民年金の加入手続を行ったと供述しているが、保険料の納付金額、納付場所については、記憶が定かではないとしていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月及び同年7月

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、平成18年6月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、就職活動のためB都道府県とC都道府県を往復していた時に、B都道府県かC都道府県のコンビニエンスストアで納付したはずである。納付した詳しい日付や場所は覚えていないが、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年6月に会社を退職した後、A市役所において国民年金の加入手続をしたと主張しているが、オンライン記録から、同年8月頃と19年1月頃の2回にわたり、国民年金の加入を勧める勧奨状が発行されていると推認できる上、20年2月、同年4月及び同年7月に国民年金推進員の訪問による納付督促が行われていることから、この頃まで申立期間に係る保険料は未納とされていたことが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した金額やコンビニエンスストアの所在地について覚えていないとしており、国民年金保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで
年金事務所に国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の免除の事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、昭和63年及び平成元年に、A市役所の窓口で自身と夫の保険料申請免除手続を行った。申立期間に係る夫の記録は免除期間とされているにもかかわらず、私の記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身とその夫の国民年金保険料申請免除手続を行い、共に承認を受けたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料免除の承認を受けたことが確認できる関連資料は無いほか、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間（昭和63年度及び平成元年度）の保険料納付記録欄には「却下」と記録されていることが確認できる。

また、申立人の夫に係る被保険者名簿をみると、上記年度欄にはいずれも「申免12か月」と記録されていることが確認できるところ、申立期間当時は、夫婦間の所得状況等を勘案の上、夫の免除申請のみが承認されたことが推認できる。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、A市に転入した昭和61年3月以降に同市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私が勤務していたA事業所の商号は、昭和 43 年 3 月から同年 12 月までの間に株式会社Bに変更されたが、申立期間についても正社員として継続勤務し、従前と同様に給与が支給されていた。

給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における勤務状況については、申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、A事業所又は株式会社Bのいずれかの事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人はA事業所において昭和 43 年 3 月 30 日に被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日に株式会社Bにおいて被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和 43 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなってから、株式会社Bが適用事業所となるまでの期間に当たり、申立人が勤務したとする事業所は、当該期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直前にA事業所において被保険者記録が確認できる同僚 26 人のうち、21 人は申立人と同じく昭和 43 年 3 月 30 日に被保険者資格を喪失し、残る 5 人においても同年 8 月 1 日までに被保険者資格を喪失していることが確認でき、これらの者全員については、同年 12 月 1 日に株式会社Bにおいて被保険者資格を取得するまでの間、A事業所又は株式会社Bにおける被保険者資格が確認できない。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 3 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、いずれも「申立人は、申立期間を通じて継続勤務し、給料が途切れることなく支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」旨供述している一方、オンライン記録において、申立期間及びその前後に、A事業所及び株式会社Bのいずれか又は両事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚 10 人に対して同様の照会をしたところ、回答が得られた 6 人のうち、二人は「正確な期間は覚えていないが、会社がC業務を停止した期間は給料が支給されなかったため、厚生年金保険料は控除されなかった。」又は「昭和 43 年 6 月 16 日から同年 11 月 1 日までC業務を停止した。給料は支給されていた記憶があるが、厚生年金保険料は控除されていなかった可能性がある。」旨供述し、残る 4 人は「厚生年金保険に加入していたのか否か分からない。」旨供述している上、当時の事業主も所在不明であることから、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを推認するには至らない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 37 年 9 月 11 日まで
年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A 株式会社に勤務した申立期間について、標準報酬月額が誤っているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日以降6か月以内に資格取得したことが確認できる同僚10人のうち5人は、資格取得時の標準報酬月額が申立人と同額となっており、申立期間における標準報酬月額は、申立人と同様に9,000円から2万8,000円の範囲内であることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さらに、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主に確認しても、「申立期間当時の資料は処分しており、当時のことは分からない。」旨供述しており、このほかに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1141（事案 229 及び 1016 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 50 年 1 月 6 日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は昭和 49 年 9 月から A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとする事業所に提出した「履歴書」には、昭和 50 年 1 月から当該事業所で臨時勤務した旨の記載があり、当該事業所が保管する資料に記載された内容（48 年 8 月から 49 年 12 月まで在家庭）と勤務期間が一致しているほか、当該事業所では、同年 4 月から同年 12 月までの期間について、「申立人が勤務していたことを確認できる関連資料は無い。」としており、申立期間の勤務実態は確認できないこと、ii) 申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた二人から聴取したものの、同年 4 月から同年 12 月までの期間における勤務実態を確認できる供述は得られないこと、iii) 申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成 22 年 7 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再申立ての審議結果に納得できないとし、再々申立てを行

っているが、当委員会の決定を変更すべき新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 27 日から 57 年 6 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は申立期間に株式会社Aに勤務し、工作中的けがによりB病院に労災保険で入院したことを覚えているほか、健康保険証ももらっていたのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった労働災害記録資料及び雇用保険の記録から、期間の特定はできないものの、申立人は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の労働災害記録の資料として当該事業所から提出のあった賃金台帳（昭和 54 年 10 月分から 55 年 4 月分まで）によると、申立人は、健康保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について、「当時の正社員は月給制で政府管掌の社会保険に加入していたが、申立人は日給制の日雇労働者で健康保険法の日雇特例被保険者だった。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所に係るオンライン記録において申立期間同時に被保険者記録が確認できる者 20 人に対し、申立人の勤務実態等を照会したところ、回答があった 12 人のうち 4 人は「厚生年金保険の加入者は正社員のみであった。」と供述し、このうち申立人を覚えているとの回答があった二人は、いずれも「申立人は日雇労働者であつ

た。」旨供述していることから、申立期間について当該事業所に継続して勤務していたこと及び厚生年金保険料の控除を裏付ける供述が得られない。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月から 5 年 9 月まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が 44 万円となっているとの回答をもらった。

しかし、申立期間の給与額は前年と同様に 53 万円くらいだったと記憶しており、標準報酬月額が誤っていないか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 株式会社 B 事業所の後継事業所である C 株式会社では、「本社一括適用に移行する平成 18 年 9 月までは、当方で試算した金額と社会保険事務所（当時）からの納入告知額とを毎月突き合わせしており、届出誤りや控除誤りは考え難く、国で管理している記録で間違いない。」と回答している。

また、A 株式会社 B 事業所に係るオンライン記録において、申立人と同時期（昭和 32 年 3 月から 34 年 12 月まで）に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、申立期間当ても厚生年金保険に加入していることが確認できる 70 人の記録を調査したところ、申立人と同様に、申立期間における標準報酬月額が前年から下がっている者が 47 人確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり下がったという事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額等が遡って訂正された形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から23年11月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、前職の事業所閉鎖に伴い昭和21年11月にA事業所に転職した。その後、A事業所はB株式会社に吸収合併され、33年3月まで同社に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が勤務していたとするA事業所の所在地を管轄する法務局では、該当する事業所の商業登記簿は見当たらないと回答しているとともに、オンライン記録及び事業所名簿によると、A事業所という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人は、「A事業所の従業員は1、2名であった。」旨供述している上、オンライン記録によると、申立人が当時の事業主であったとして名前を挙げた者は、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、当該事業主であったとされる者は、既に死亡している上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。